

議 事 日 程

第 5 回定例会
R 8. 5. 12 午後 3 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 付議案件

- (1) 議案第 52 号
狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 53 号
公民館運営審議会委員の選任について

2 報告案件

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 令和 7 年度狛江市通学路合同点検に基づく対策実施結果について
- (2) こまえみらいテラス利用者アンケート結果（概要・中間報告）について
- (3) こまえみらいテラス閉館時の留守番電話音声対応の開始等について
- (4) 蔵書点検に伴うこまえみライブラリー Kid' s の臨時休館について

議案第 52 号

粕江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 12 日

提出者 粕江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

公共施設利用団体登録要件及び施設予約の運用の整理に伴い、所要の改正を行う。

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和8年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録)</p> <p>第7条 公民館利用団体登録を受けようとする団体（以下「登録申請団体」という。）は、委員会が指定する施設予約を行うためのシステム（以下「施設予約システム」という。）上で、利用団体の登録の申込みを行うものとする。この場合において、主に活動するホームとなる施設を選択するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 登録団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに<u>オンラインフォームにより</u>変更の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で変更の承認をするものとする。</p> <p>6 登録団体は、当該登録を更新しようとするときは、あらかじめ指定された期日までに、<u>オンラインフォームにより</u>更新の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で更新の承認をするものとする。</p> <p>7 登録団体は、当該登録を抹消するときは、<u>オンラインフォー</u></p>	<p>(登録)</p> <p>第7条 公民館利用団体登録を受けようとする団体（以下「登録申請団体」という。）は、委員会が指定する施設予約を行うためのシステム（以下「施設予約システム」という。）上で、<u>又は公民館利用団体登録申込書（第1号様式。以下「団体登録申込書」という。）を委員会に提出し、</u>利用団体の登録の申込みを行うものとする。この場合において、主に活動するホームとなる施設を選択するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 登録団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに<u>公民館利用団体登録変更申込書（第2号様式）を委員会に提出し、</u>変更の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で変更の承認をするものとする。</p> <p>6 登録団体は、当該登録を更新しようとするときは、<u>団体登録申込書を委員会に提出し、</u>あらかじめ指定された期日までに、更新の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で更新の承認をするものとする。</p> <p>7 登録団体は、当該登録を抹消するときは、<u>公民館利用団体登録抹消申込書（第3号様式）を委員会に提出し、</u>登録抹消の申</p>

改正後	改正前
<p>において、委員会は、施設予約システム上で登録を抹消するものとする。</p>	<p>込みをしなければならない。この場合において、委員会は、施設予約システム上で登録を抹消するものとする。</p>
<p>(使用の申込み等)</p>	<p>(使用の申込み等)</p>
<p>第10条 使用者は公民館又は他の公の施設を使用するときは、施設予約システム上で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。</p>	<p>第10条 使用者は公民館又は他の公の施設を使用するときは、施設予約システム上で、<u>又は公民館施設予約・予約取消申込書(第4号様式。以下「申込書」という。)</u>で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。</p>
<p>2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に<u>申込み</u>をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に<u>申請</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>3 第1項の申込みの受付時間は、次の各号の方法ごとに、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>3 <u>第1項の申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の方法で行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>抽選予約 施設予約システム</u> (2) <u>一般予約 施設予約システム又は申込書</u></p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 第1項の申込みの受付時間は、次の各号の方法ごとに、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申込書 午前9時から午後5時まで(休館日を除く。)</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用の許可を受けた者」という。)が当該施設の使用を取り消すときは、施設予約システム上で、施設使用取消しの申込みをしなければならない。</p>	<p>6 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用の許可を受けた者」という。)が当該施設の使用を取り消すときは、施設予約システム上で、<u>又は原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申込書を委員会に提出し、施設使用取消しの申込みをし</u></p>

改正後	改正前
<p>6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の1月前の日の属する月の初日から使用するときまでに<u>公民館施設目的外使用（使用取消）申込書（第1号様式。以下「目的外使用申込書」という。）</u>を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申込みを行った者（以下「目的外使用申込者」という。）が施設の使用を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、<u>目的外使用申込書</u>を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>なければならぬ。 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の1月前の日の属する月の初日から使用するときまでに<u>公民館施設目的外使用申込書（第5号様式）</u>を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申込みを行った者（以下「目的外使用申込者」という。）が施設の使用を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、<u>申込書</u>を委員会に提出しなければならない。</p>
<p>7 第1項の規定にかかわらず、前項の規定による目的外使用の申込みがあった場合は、委員会はその内容を審査し、目的外使用の許可を決定した場合で、使用するときまでに使用料の納付を受けた場合には、<u>公民館施設使用許可通知書（第2号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p>	<p>8 第1項の規定にかかわらず、前項の規定による目的外使用の申込みがあった場合は、委員会はその内容を審査し、目的外使用の許可を決定した場合で、使用するときまでに使用料の納付を受けた場合には、<u>公民館施設使用許可通知書（第6号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p>
<p>8 委員会は、前項の審査により目的外使用の不許可を決定した場合は、<u>公民館施設使用不許可通知書（第3号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p>	<p>9 委員会は、前項の審査により目的外使用の不許可を決定した場合は、<u>公民館施設使用不許可通知書（第7号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p>
<p>（使用料の減額又は免除）</p>	<p>（使用料の減額又は免除）</p>
<p>第16条 （略）</p>	<p>第16条 （略）</p>
<p>2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする使用者は、施設予約システム上で申請し、又は<u>公民館施設使用料減免申請書（第4号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする使用者は、施設予約システム上で申請し、又は<u>公民館施設使用料減免申請書（第8号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p>
<p>3～5 （略）</p>	<p>3～5 （略）</p>
<p>6 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の決定をし、<u>公民館施設使</u></p>	<p>6 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の決定をし、<u>公民館施設使</u></p>

改正後	改正前
<p><u>用料減免承認・不承認通知書（第5号様式）</u>により使用者に通知するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った使用者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行うものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の還付を受けようとするときは、<u>公民館施設使用料還付申請書兼領収書（第6号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、<u>公民館施設使用料還付承認（不承認）決定通知書（第7号様式）</u>を使用者に通知するものとする。</p>	<p><u>用料減免承認・不承認通知書（第9号様式）</u>により使用者に通知するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った使用者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行うものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の還付を受けようとするときは、<u>公民館施設使用料還付申請書兼領収書（第10号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、<u>公民館施設使用料還付承認（不承認）決定通知書（第11号様式）</u>を使用者に通知するものとする。</p>

第1号様式から第4号様式までを削り、第5号様式、第6号様式及び第10号様式を別紙のように改め、第5号様式から第11号様式までを4号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

（狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部改正）

2 狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則（平成28年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第10条第8項」を「第10条第7項」に、「同条第9項」を「同条第8項」に改める。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市立公民館条例施行規則（以下「改正前規則」という。）第7条第3項に基づき登録の承認を受けている登録団体が、変更、更新又は登録抹消の申込みをする場合は、この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則（以下「改正後規則」という。）第7条第5項から第7項までの規定を適用する。

- 4 この規則の施行の際、改正前規則第10条第1項に基づき施設の使用の許可を受けている者が当該施設の使用を取り消す場合は、改正後規則第10条第5項の規定を適用する。
- 5 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

狛江市教育委員会 宛て

団体名 _____
 氏名（責任者） _____
 住所 _____
 電話番号 _____

公民館施設目的外使用（使用取消）申込書

狛江市立公民館条例施行規則第10条第6項の規定により、下記施設の（使用・使用取消し）を申し込みます。

記

使用申込

許可番号	使用年月日	使用時間	施設名	人数	内容（使用目的）	使用料金
	年 月 日	午前・午後1 午後2・夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前・午後1 午後2・夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前・午後1 午後2・夜間	中央・西河原			円

※太線の中は記入しないでください

使用時間区分

午前 午前9時から正午まで 午後1 正午から午後4時まで
 午後2 午後4時から午後7時まで 夜間 午後7時から午後10時まで

使用料合計額
円

使用取消申込

許可番号	使用予定年月日	使用時間	施設名
	年 月 日	午前・午後1・午後2・夜間	中央・西河原
	年 月 日	午前・午後1・午後2・夜間	中央・西河原
	年 月 日	午前・午後1・午後2・夜間	中央・西河原

公民館施設使用許可通知書

申請番号		年	月	日
申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電話 ----- F A X ----- 住所 ----- ----- 氏 名 ----- 電 話 ----- F A X -----				
狛江市教育委員会				
公民館の利用を、次のとおり許可します。				

催事区分	
催事詳細	
利用内容	

利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
基本料合計					
加算額					
減額					
利用料					

様

狛江市教育委員会

公民館施設使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった公民館施設使用について、下記のとおり不許可を決定したので通知します。

記

	使用年月日（曜日）	使用時間	使用部屋名等	使用料
使用希望 日時等	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
不許可の 理由				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

狛江市長 宛て

申請者 団体名

住所

氏名(代表者)

電話

公民館施設使用料減免申請書

狛江市立公民館条例施行規則第16条第2項の規定により、下記の施設使用料の減免を申請します。

記

団体名	使用責任者	住所			
		氏名		電話番号	
申請番号		使用施設名	中央公民館 ・ 西河原公民館		
使用日時等	使用年月日(曜日)	使用時間	使用室名	減免措置	
	年 月 日 ()	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	定額使用料 円
	年 月 日 ()	午前・午後1 午後2・夜間			減額使用料 円
	年 月 日 ()	午前・午後1 午後2・夜間			使用料 円
	年 月 日 ()	午前・午後1 午後2・夜間			
	年 月 日 ()	午前・午後1 午後2・夜間			
	年 月 日 ()	午前・午後1 午後2・夜間			
内 容 (使用目的)					
減免理由		<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用するため <input type="checkbox"/> 市又は委員会が主催若しくは共催する事業で使用するため <input type="checkbox"/> 障がい者及び障がい者の介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用するため <input type="checkbox"/> 障がい者を支援することを目的に活動する者10人以上で構成する団体がその目的に沿って使用するため <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき			

※ 減免申請の際に、団体規約、会則又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、医療受給者証等を提出していただく場合があります。また、これらの資料は、団体登録時・団体登録更新時に提出することもできます。

様

狛江市長

公民館施設使用料減免承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった狛江市公民館施設使用料の減免について、狛江市立公民館条例施行規則第16条第6項の規定により、下記の施設使用料の減免を承認（不承認）しましたので、通知します。

記

団体名		使用責任者	住所			
			氏名		電話番号	
申請番号		使用施設名	中央公民館 ・ 西河原公民館			
使用日時等	使用年月日(曜日)	使用時間	使用室名	減免措置		
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	定額使用料	円
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			減額使用料	円
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	減額使用料	円
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			使用料	円
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間				円
	内容 (使用目的)					
減免を不承認した理由						

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に狛江市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

狛江市長

公民館施設使用料還付承認（不承認）決定通知書

月 付けで申請のあった公民館施設使用料等の還付について、狛江市立公民館条例施行規則第17条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

団体名称			代表者		
住所 (所在地)	〒				
使用責任者			電話番号		
使用施設名					
使用日時等	使用年月日（曜日）	使用時間	使用部屋名等	還付料	
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			

2 不承認とする

不承認の理由	
--------	--

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市長に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 53 号

公民館運営審議会委員の選任について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年5月12日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立公民館条例第5条第2項に基づき、新たに選出された学校教育関係者の任命を行う。

粕江市立公民館運営審議会委員名簿

任期:令和8年5月26日～令和9年3月31日

氏名	再・新	就任期数	選出区分	備考
平井 政知	新	1期	学校教育関係者	

令和7年度 狛江市通学路合同点検に基づく対策箇所一覧表（令和8年3月末現在）

	所在地・位置	課題内容	対策内容	対策実施機関	進捗状況
狛江第一小学校	1 和泉本町1-11-1歯科クリニック前の横断歩道	横断歩道の前に下校中の児童がいても、自動車が停止しないことが多い。通学路であることが認知されにくい。	車道の停止線付近にラバーポールを設置	道路交通課	対策済（令和8年3月）
	2 本町通り、皮膚科クリニックと薬局の駐車場付近	交差点のそばにクリニックと薬局の駐車場出入口があり危険。	児童に危険箇所として注意喚起を行う。（出庫中の自動車がいたら止まる。）	狛江第一小学校	対策済（継続中）
	3 本町通り、コンビニエンスストアから畑の方へ渡る横断歩道	市役所方向に左折する自動車から、横断歩道を渡る児童が見えにくい時がある。交差点が鈍角、街灯・信号機の電柱・店舗のぼり旗など視認性低下の要因が複数ある。	交差点が鈍角ということ以外に問題がないため、児童へ交通安全指導をする。（手を挙げて横断する、信号が点滅したら渡らないなど）	狛江第一小学校	対策済（継続中）
	4 岩戸北1-7 ピン伍りサイクルセンター入り口を出て右（東）へ進んだ先の丁字路	児童が多く通過する箇所だが、道路反射鏡が左側のみ設置されているので、左右確認の為、右側にも設置されると安心。 【要望】道路反射鏡の設置	視認性が良く対策の必要なし。		
	5 ピン伍りサイクルセンター付近から岩戸北通りに出て、小田急線高架下までの道	非常に道幅が狭い為、通学時間帯の自動車の走行に危険を感じる。 【要望】スクールゾーン	（ピン伍りサイクルセンター付近から岩戸北通りまでは、私道につき対策不可） 市道（岩戸北通り）は、路側帯・グリーンベルトを塗り直す。	道路交通課	対策済（令和8年3月）
	6 岩戸北通りと小田急線高架下のふれあい側道（両側）の交差点付近の簡易横断歩道	簡易横断歩道（歩行者横断指導線）を正確に横断せず、斜め歩行する人が多い。 【要望】簡易横断歩道を正しく渡るように認識させてほしい。	児童に交通安全指導を行う。（歩行者横断指導線はまっすぐ横断する。）	狛江第一小学校	対策済（継続中）
	7 ひだまりセンター付近のふれあい側道の横断歩道の無い交差点（道路反射鏡のある丁字路と、何も無い丁字路）	「ほこみち」を自転車がかなりのスピードで下ってくる。線路の高架下から自動車や自転車がスピードを出して曲がってくる。駐輪場、保育園が近い為自転車往来が多い。歩行者からは横からの見通しが悪い。	実施可能な対策として、丁字路付近にある道路反射鏡に見通しが悪くならない程度の大きさの注意喚起看板を設置する。	道路交通課	対策済（令和8年3月）
	8 南門前の横断歩道	横断歩道を（通学路ではない道を通行するために）渡る際、カーブした道路と街路樹等で、車道の自動車が児童から見えにくい。自動車側からも距離が近づくと児童を確認しづらい。	①横断歩道脇の街路樹（低木）の高さを、少し低く刈り込む。 ②通学路を使用させるよう（又は、通学路を見直すよう）促す。	①道路交通課 ②学校教育課	①対策済（令和8年2月） ②対策済（令和7年12月）
狛江第三小学校	1 二中通り 清水塚1号古墳周辺（二中の要望と同じ場所）	自動車を確認するには道路反射鏡が足りない。設置済みの道路反射鏡は自転車や歩行者からは自動車が見えない。自動車側からも歩行者が確認しにくいのか、特に狛江駅方向から来る自動車は頻りに飛び出してくる。【要望】道路反射鏡の設置	①現状で実現可能なハード面の対策は実施済 ②歩行者横断指導線を注意して渡すよう、学校から児童に周知する。	②狛江第三小学校	①対策済（点検前） ②対策済（継続中）
	2 和泉多摩川駅に向かう、シルク多摩川マンション手前の世田谷道路横の交差点（ツクイ狛江付近）	世田谷通りから水道道路に向かう自動車が、横断中の歩行者を充分待たずに危険なスピードや距離で通過することが多い。	現状で実現可能なハード面の対策は実施済		対策済（点検前）
	3 狛江第三分団詰所西信号及び、同信号の水道道路から和泉多摩川駅側への一方通行の道路	信号側の郵便ポストを避けて、押しボタン信号機を操作する際、車道に出る児童が多く危険なため、郵便ポストか押しボタンの位置を変更できないか検討してほしい。また、一方通行の道路を自動車が速度を落とさず走行し危険なため、朝夕警察による速度違反の取り締まりをしてほしい。	①現状で可能な対策なし。（都市計画道路として拡幅し、歩道も広く整備される予定がある。） （一方通行道路に取締場所がない。） ②信号機のボタンの押し方（前に立たずに押す等）を児童に周知する。	②狛江第三小学校	②対策済（継続中）
	4 二中前、水道道路の交差点	歩道も狭く交通量が多い。	現状でできる対策はない。（都市計画道路として拡幅し、歩道も広く整備される予定がある。）		
狛江第五小学校	1 狛江市東野川4-10	路側帯、「止まれ」の路面標示が消えかけている。 【要望】塗り直し	標示の塗り直し予定箇所に挙げる。（実施時期は付近のガス管工事等の関係もあり未定）	調布警察署	対策中
	2 狛江市東野川11-34	路側帯、「止まれ」の路面標示が消えかけている。 【要望】塗り直し	標示の塗り直し予定箇所に挙げる。（実施時期は付近のガス管工事等の関係もあり未定）	調布警察署	対策中
	3 狛江市東野川11-35	路側帯、「止まれ」の路面標示が消えかけている。 【要望】塗り直し	標示の塗り直し予定箇所に挙げる。（実施時期は付近のガス管工事等の関係もあり未定）	調布警察署	対策中
	4 五小通り全般	制限速度（30km/h）を超過しているであろう車両が多いため、減速を促す対策を検討してほしい。 【要望】路面に30km/h制限を標示する、速度制限の標識を設ける、ハンブ・車線分離標を設ける等	現状で実現可能なハード面の対策は実施済		対策済（点検前）
	5 狛江市岩戸北2-2（五小通り沿い）	速度標識が民家の植木に隠れており見づらい。	所有者により対策済		対策済（点検前）
	6 狛江市岩戸北2-2（五小通り沿いと一中通りが交わる歩道付近）	この交差点の四つ角には道路反射鏡がなく、東西方向に速度の速い自転車の往来が多いため、五小通りと一中通りの歩道同士の確認ができるように道路反射鏡を設置してほしい。	交差点では止まってよく見てから進むよう、児童に指導する。	狛江第五小学校	対策済（継続中）
和泉小学校	1 西河原公民館前	西河原公民館近くの交差点に、歩行者用の信号機を設置してほしい。	現状で実現可能なハード面の対策は実施済		対策済（点検前）
	2 六郷さくら通り、ガソリンスタンド周辺	ガソリンスタンド前（歩道）で、駅側から来る歩行者や自転車が自動車と接触しそうで危険。古民家園前の時差式信号が変則的（歩車分離）で、間違えて発進する自動車がよくあるので危険。	現状で実現可能なハード面の対策は実施済		対策済（点検前）
	3 伊豆美神社から松原通りに抜ける道	微妙なカーブで先が見通せない、道幅が狭く車や自転車が歩行者の近くを通るため危険。夕方は人通りが少なく、児童が怖い思いをしている。	現状で実現可能なハード面の対策は実施済		対策済（点検前）
緑野小学校	1 狛江市総合体育館交差点（コンビニエンスストア付近）	右左折車が多いので、巻き込まれないように注意が必要。	現状で実現可能なハード面の対策は実施済		対策済（点検前）
	2 狛江市和泉本町3丁目27-10 クリニック駐車場	駐車場への自動車の出入りが多い。	①現状で実現可能なハード面の対策は実施済 ②児童に危険箇所として繰り返し指導する。	②緑野小学校	①対策済（点検前） ②対策済（継続中）
	3 狛江市西野川2丁目4-15 バイオニアキッズ付近の交差点	歩道が狭く、自動車と出会い頭に衝突する可能性がある。	①現状で実現可能なハード面の対策は実施済 ②出会い頭の衝突を避けるため、道路を横切るときは一旦止まって確認するよう、児童に周知する。	②緑野小学校	①対策済（点検前） ②対策済（継続中）
中江第二	1 清水川公園出口付近の狭い道路（三小No.1と同じ場所）	見通しが悪く、交通量も多い。	現状で実現可能なハード面の対策は実施済		対策済（点検前）

こまえみらいテラス利用者アンケート結果(概要・中間報告)について

1 調査概要

実施期間 令和8年3月23日～4月10日

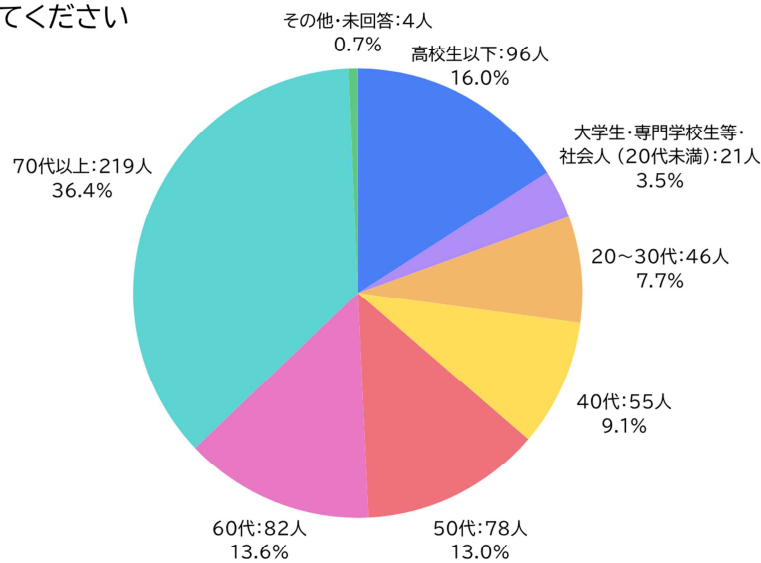
2 実施方法

書面(こまえみらいテラス(公民館、図書館、市民活動支援センター)窓口等で配布)及びWEBフォームで実施

3 調査結果:回答601人

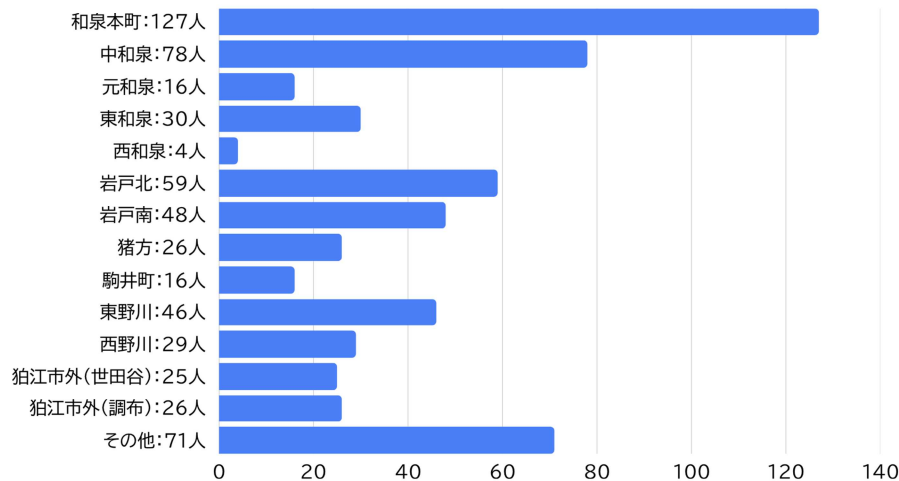
3-1. 利用者年齢層

ご年代を教えてください



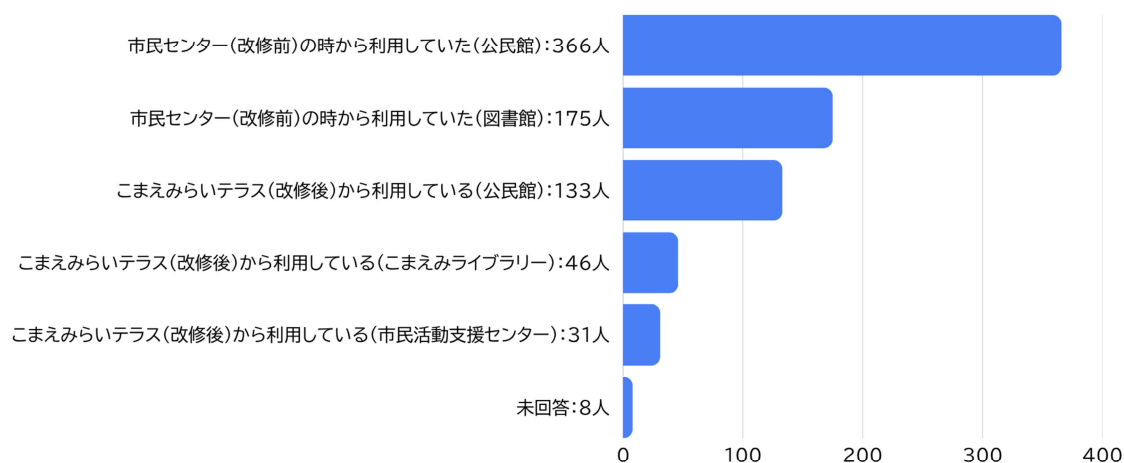
3-2. 利用者のお住まいの地域

お住まいの地域はどちらですか？



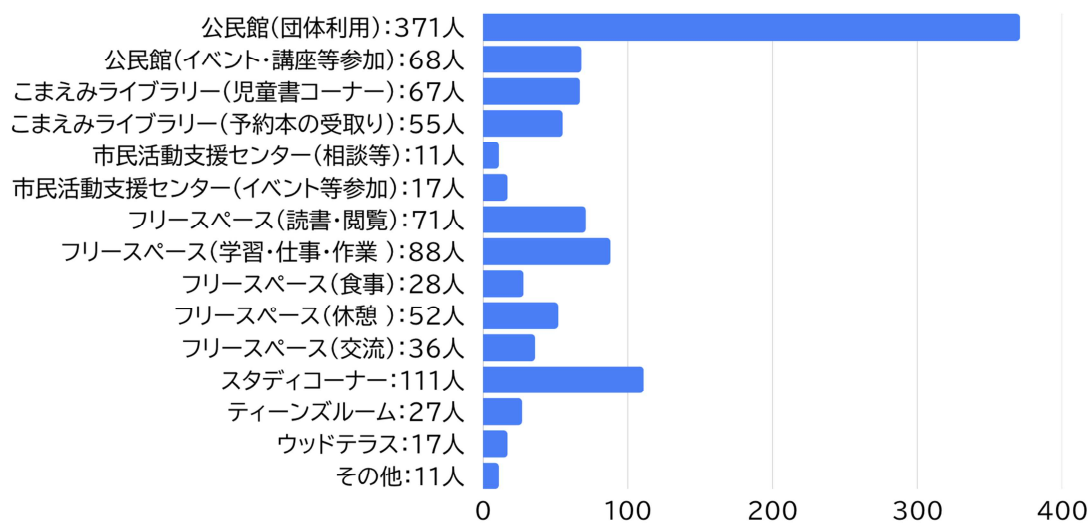
3-3. 施設を利用し始めた時期

施設を利用し始めた時期等について教えてください(複数選択可)



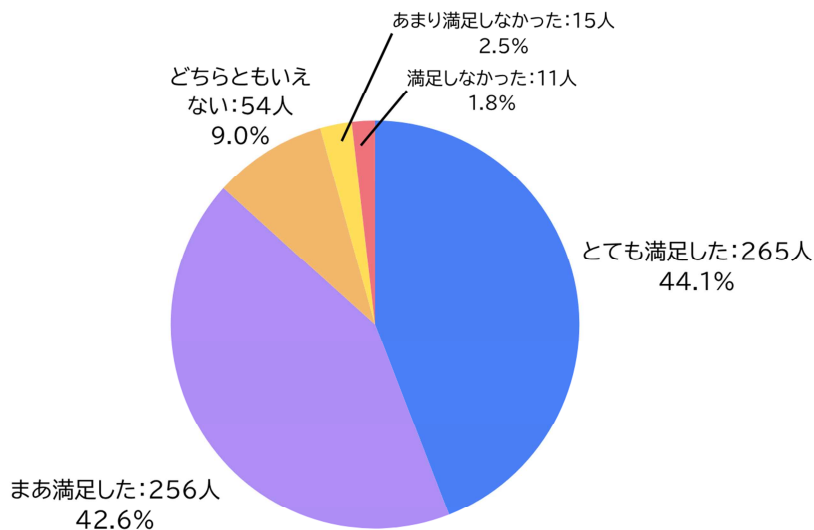
3-4. 施設の利用場所および目的

よく利用される場所や目的を教えてください(複数選択可)



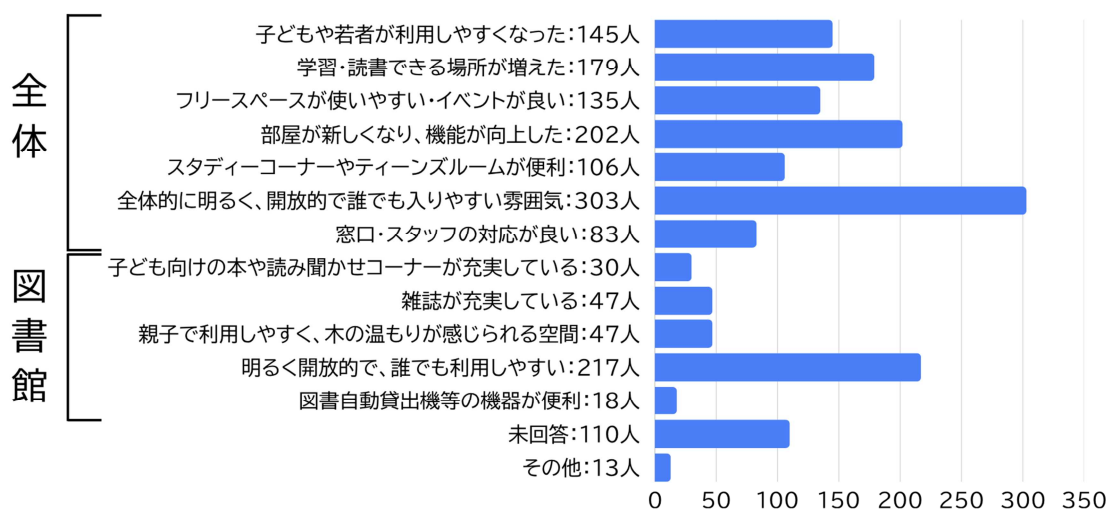
3-5. 全体的な満足度

こまえみらいテラスを利用してみたいいかがでしたか？



3-6. 利用してみて「良い」と感じた点

利用してみて「良い」と感じた点はどこですか？(複数選択可)



こまえみらいテラス閉館時の留守番電話音声対応の開始等について

(1) 閉館時の留守番電話音声対応

令和8年5月1日から中央公民館、こまえみライブラリーの閉館時間と休館日に電話が着信した場合に、留守番電話の音声流す。

閉館時間

中央公民館 午後10時～翌朝午前9時

こまえみライブラリー 午後8時～翌朝午前9時 ※土日祝日は午後5時～翌朝午前9時

休館日

第一・第三火曜日及び年末年始

※市民活動支援センターについては、令和7年11月のこまえみらいテラス開館時より留守番電話音声対応済み

(2) 館内アナウンスの切り分け

公民館の利用団体の要望等を受けて、令和8年3月に館内放送機器を改修し、こまえみライブラリーの閉館アナウンスを2階と地下1階の室内には流さない運用に変更した。

変更前

全館共通の館内放送

変更後

以下の2つに切り分ける

①1階及び2階・地下1階のフリースペース → 図書館閉館時のアナウンスあり

②2階と地下1階の室内 → 図書館閉館時のアナウンスなし

蔵書点検に伴うこまえみライブラリーKid'sの休館について

こまえみライブラリーKid's を下記のとおり休館いたします。

記

■ 期間 令和8年6月2日（火）から9日（火）まで

6月2日（火）	通常の休館日
6月3日（水）～9日（火）	臨時休館（特別整理期間）

なお、臨時休館に伴い、令和8年5月18日（月）から貸出の延長をいたします（通常の休館日を除いた2週間+臨時休館期間の7日間）。